

医療従事者名簿記載要領

R7. 4. 1

- 1 医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線（X線）技師、で、診療所から直接給与を支給している職員を記載すること。
（看護師、事務員等は記載不要です。）
- 2 免許欄に登録番号・登録年月日・交付者名を記載すること。交付者名は「厚生労働大臣」等を記載すること。
- 3 免許登録年月日が H16. 4. 1 以降の医師、免許登録年月日が H18. 4. 1 以降の歯科医師は、臨床研修等修了登録年月日を記載すること。
- 4 非常勤職員の現勤務先名は、必ず記載すること。
常勤とは、就業規則等、診療所で定める勤務時間の全てを勤務するものをいう。
- 5 勤務日及び勤務時間（非常勤のみ記入）について
 - （1） 勤務日が概ね固定している職員については、その決まった勤務曜日と時間を記載すること。
例 「月曜日 午前 9 時から 12 時まで」
 - （2） 勤務日が不定期的な勤務の職員については、1 週間又は 1 か月当たりの実勤務時間を、日勤及び夜勤別に記載すること。
例 「日勤 16 時間／週」 「当直 70 時間／月」
- 6 医療従事者名簿の作成日（いつ現在の名簿か）を記載すること。
- 7 立入検査当日は、医療従事者名簿記載者順に
 - ①免許証の写し
 - ②臨床研修等修了登録証（医師、歯科医師のみ）
 - ③出勤簿又はタイムカード等勤務状況を確認できる書類
を準備しておくこと。